

◇新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例（新潟県条例第34号）

1 基金の設置

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、安全及び安心な県民生活の確保に取り組む医療従事者をはじめとする方々の活動を支援するとともに、将来に向けた医療提供体制の充実強化、教育環境の整備等感染症を含む危機に強い県民生活及び事業等の環境整備に要する経費に充てるため、新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第35号）

1 個人番号の利用範囲の改正

私立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援制度の創設を踏まえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき条例で定める個人番号を利用することができる事務に、当該制度に係る修学の支援に関する事務を追加することとしました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第36号）

1 特殊勤務手当の見直し

国家公務員に準じ、新型コロナウイルス感染症対策に係る作業に従事した職員に対して手当を支給するため、防疫等作業手当の特例措置を設けることとしました。（附則第6項及び第7項関係）

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和2年2月1日から適用することとしました。